

役員選挙執行規程

全環境企業年金基金

(趣 旨)

第1条 理事、監事及び理事長（以下本規程においては「役員」という。）の選出に関しては、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）及び全環境企業年金基金規約（平成27年7月1日施行。以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(役員選出代議員会)

第2条 役員を選出は、代議員の総選挙によって当選人が確定した後、速やかに代議員会（以下「役員選出代議員会」という。）を招集して行う。

2 役員選出代議員会は、総選挙執行前の理事長（以下「前期理事長」という。）が規約第16条第1項に基づいて招集し、その議長は前期理事長とする。

3 前期理事長が役員選出代議員会に出席しないときは、総選挙において全環境企業年金基金事務所から選出された代議員を議長とする。

(理事の定数及び選任)

第3条 理事の定数は8人とし、その半数は選定代議員から他の半数は互選代議員から選出する。

2 議長は、選定理事、互選理事それぞれの候補者を、立候補または推薦によって募る。

3 選定理事については選定代議員を、互選理事については互選代議員を選挙人とし、投票または挙手によって多数を得た候補者から順に選出する。

4 候補者数が定員数を超えない場合は、候補者を理事とすることについて、代議員会の総意としての承認を得るものとする。

(監事の定数及び選任)

第4条 監事は選定監事1人、互選監事1人とする。

2 選定監事は理事以外の選定代議員から、互選監事は理事以外の互選代議員から選出する。

2 議長は、選定監事、互選監事それぞれの候補者を、立候補または推薦によって募る。

3 選定監事については選定代議員を、互選監事については互選代議員を選挙人とし、投票または挙手によって最も多数を得た候補者を選出する。

4 候補者数が定員数を超えない場合は、候補者を監事とすることについて、代議員会の総意としての承認を得るものとする。

(理事定数が未達の場合)

第5条 理事に選出された者が就任を辞するなどの理由で、理事定数に対して選出された理事の数が満たないときは、議長は定数を満たすまで理事の選出を行わなくてはならない。

(理事長の選挙)

第6条 理事が選出されたときは、引き続き理事長の選挙を行う。

- 2 議長は、選定理事の中から、立候補または推薦によって候補者を募る。
- 3 理事を選挙人として、投票または挙手によって最も多数を得た候補者を理事長に選出する。
- 4 候補者が1名の場合は、理事の承認を得ることで候補者を理事長とする。

(任期中の退任に伴う後任役員の選出)

第7条 役員が任期途中で退任となった場合は、退任日から最初の代議員会において後任役員の選出を行う。

2 後任役員の選出を行う代議員会までの間、役員を欠員とすることにより基金の運営に支障が生ずることが明らかなときは、理事長は後任役員を指名することができる。

(公告の方法)

第8条 役員が選出・確定されたときは、理事長は、全環境企業年金基金での役職、氏名及び所属事業所の名称をすみやかに公告する。

2 任期中の退任に伴う後任役員の選出においては、全環境企業年金基金での役職と、退任者及び後任者に係る氏名及び所属事業所の名称をすみやかに公告する。

3 前2項の公告は、規約第5条第1項の公告の例によるものとする。

附 則

1. この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、2017年7月25日から改正施行する。

附 則

1. この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成30年8月1日より適用する。